

令和8年4月21日

東京都下水道サービス株式会社
クリアウォーターOSAKA株式会社

東京都下水道サービス株式会社とクリアウォーターOSAKA株式会社が 相互連携に関する合意書を締結

記

東京都下水道サービス株式会社とクリアウォーターOSAKA株式会社は、令和8年4月21日に、相互連携に関する合意書を締結いたしました。本相互連携に関する合意は、両社がそれぞれの強みを活かし、下水道界の活性化および持続的発展に資することを目的としています。



左側 東京都下水道サービス株式会社 代表取締役社長 神山 守
右側 クリアウォーターOSAKA株式会社 代表取締役 城居 宏

東京都下水道サービス株式会社とクリアウォーターOSAKA株式会社との
相互連携に関する合意書

東京都下水道サービス株式会社（以下「TGS」という。）とクリアウォーターOSAKA株式会社（以下「CWO」という。）とは、下水道界の活性化と持続的発展に向け、次のとおり合意書を締結する。

（目的）

第1条 本合意は、TGSおよびCWOがそれぞれの強みを活かし、対等な立場で相互連携することにより、下水道界の活性化および持続的発展に資することを目的とする。

（相互連携内容）

第2条 前条に規定する相互連携の内容は、次のとおりとする。

- 1 TGSおよびCWOにおける、下水道界の活性化および持続的発展に向けた取組などの情報共有に関すること
- 2 前号の情報共有を基にした、下水道界の活性化および持続的発展に資する協力に関すること

（意見交換等）

- 第3条 TGSおよびCWOは、第2条に定める事項について、年1回以上の意見交換を行うものとする。
- 2 必要に応じて、意見交換の議題を検討する部会などを設置し、協議を行う。その成果については、前項の意見交換の場で報告するものとする。
 - 3 前項に規定する各部会の構成員は、その設置目的および内容に応じて、TGSおよびCWOの社員から選定するものとする。

（協議事項）

第4条 本合意書に基づき、相互連携に係る取組を実施するにあたって必要となる費用の負担、役割分担その他の実施条件については、TGSおよびCWOが協議の上、別途定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 TGSおよびCWOは、本合意書に基づく活動を通じて知りえた秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、または漏えいしてはならない。

（有効期間）

第6条 本合意書の有効期間は、合意の日から令和9年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の30日前までにTGSまたはCWOのいずれかから本合意の終了の意思表示がない場合には、期間満了の日から起算して1年間本合意書を更新するものとし、その後同様とする。

（補則）

第7条 本合意書に定めのない事項、または本合意書の解釈について疑義が生じた場合には、TGSおよびCWOが協議の上、これを定めるものとする。

本合意書の成立を証するため、本書2通を作成し、TGSおよびCWOがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 21日

東京都下水道サービス株式会社
代表取締役社長

神山 守

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役

城居 宏

お問い合わせ先

東京都下水道サービス株式会社

技術部 企画調整課 TEL:03-3241-0402

クリアウォーターOSAKA株式会社

事業戦略部 技術第二課 TEL:06-6121-2329